特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年１月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 25 年１月 21 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いきいき・長沢

３　代表者の氏名

樗澤　秀久

４　主たる事務所の所在地

妙高市長沢 3195 番地１

５　定款に記載された目的

この法人は、行政、地域住民と協働して、地域づくりに関する各種事業を展開し、地域資源、人的資源の発掘あるいは活用により、我が故郷を守り育て、地域で暮らす人々が、安心して、健康で心豊かな生活と、活力ある地域産業を営むために必要な諸事業を行い、以て個性と活力に満ちあふれた地域づくりに寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 環境保全を図る活動
(5) 子どもの健全育成を図る活動
(6) 経済活動の活性化を図る活動
(7) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
(8) 消費者の保護を図る活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（事業） 第５条　（略） (1)～(5)　（略） (6) 銀行代理業務、生命保険管理業務その他の日本郵便株式会社より委託された業務 (7)　（略）	（事業） 第５条　（略） (1)～(5)　（略） (6) 銀行代理業務、生命保険管理業務その他の郵便局株式会社より委託された業務 (7)　（略）